

令和5年1月12日

保護者 各位

糸満市立 兼城中学校
校長 柳井 倉人
(公印省略)

校則改定のお知らせ

新春の候、保護者の皆さまにおかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素より学校の取り組みにご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて、本校では11月9日より「校則改定」に向けて、生徒全員が各クラスで討議しその内容を校則に反映させ、生徒会役員と教員でさらに協議を進め校則（改訂版）を作成いたしました。生徒の学級討議の内容が反映され、教員の思いも含めた校則を作り上げることができたと思います。本日、全生徒に向けて改定内容、周知期間・移行期間について話をしております。裏面に現行校則と改訂版の新旧対照表を載せております。是非、御一読ください。また、校則改定について保護者の皆さまのご意見・お考えを頂きたいと考えております。下記の QR コードよりご入力ください。よろしくお願いいたします。

記

1. 校則（改訂版） 裏面にてご確認下さい
2. 周知期間 1月13日（金）～1月31日（火）
3. 移行期間 2月1日（水）～

*校則についての保護者の皆さまのご意見・お考えは下記 QR コードよりご入力ください。入力締切日は1月31日とします。



4. 服装、身なりについて

(1) 身なりについて

- ① 指定の制服、ジャージ(1年:赤、2年:青、3:緑)を着用する。そで、すそを曲げない。
- ② 男女ともに肌着の色は白、黒、ベージュ、グレー、とする(夏服の場合に限る)。ポードーや大きな柄が入ったシャツは禁止とする。柄が握りこぶしをこえない大きさであれば、可とする。
- ③ 肌着(Tシャツ)は、ズボン、スカートの中にしまい、制服や体育着からはみ出ないものとする。
- ④ 靴は、体育の授業に支障のないものを着用する(ハイカット、ミドルカットは禁止)。
- ⑤ 靴下の色は指定しない。儀式の際は白とする(ワンポイントは可、ラインは不可)。
- ⑥ 靴下の長さは膝下までとする。※ 冬季は防寒のためタイツの着用を認める(黒・紺系統)。
- ⑦ 眉剃り、マニキュア、ピアス、指輪、ミサンガ、ネックレス、ブレスレット等は禁止とする。
- ⑧ タオルなどを肩にかけて行動しない。

(2) 制服について

- ① 寒暖に応じて、制服(夏服・冬服)はどちらを着用してもよい。※ 調整期間等は設けない。
- ② シャツは、ズボン、スカートの中に入れる(腕まくりなどをしない)。
- ③ 学校指定の制服を着用し、左胸にネームを入れる。ズボン、スカートにもネームを入れる。
- ④ 校内に限り、冬服の上着の脱着を認める。

<男子>

- ① 冬服のボタン、裏ボタンは指定店で扱うボタンとする。② ベルトを締める。色は黒、紺、茶とする。
- ③ ボタンを留める(夏服の第1ボタンは例外)。④ 冬服の上着を脱ぐ場合は、中から夏服を着用する。

<女子>

- ① ボタンを留める。冬服の袖ホックを留める。
- ② リボン、ネクタイを締め、長さを短くしない。
- ③ スカートの丈の長さは膝頭が見えない程度とする。
- ④ 冬服の上着を脱ぐ場合は、男子の夏服の場合と同様とする(腕まくりなどしない)。

(3) 頭髪について

- ① 整髪料の使用は認めない。② パーマは禁止とする。③ 染髪・脱色は禁止とする。

<男子>

- ① 変色、変形髪型(極端なサイドカット、モヒカン等)、角剃り等は禁止とする。
- ② 前髪は眉にかからない程度とする。裾髪は、耳、襟にかからないようにする。

<女子>

- ① 肩にかかる髪は結ぶこと。前髪は眉にかからない程度とし、眉にかかる髪はピンで留めること。
- ② ヘアゴム、ピンの色は、黒、紺、茶とする。バレッタ、シュシュは禁止とする。
- ③ 授業に支障のある髪型や過度な装飾は禁止とする(過度なあみこみ等)。

ジャージに関して

共通⇒原則として儀式・行事・集会の際はジャージの上着は脱ぐ。ジャージ登校の際は指定トレーニングウェアを着用する(ジャージの中からは指定の体育着を着用し、体育着はズボンの中に入れる)。また、暑ければ、登下校中ジャージの上着を脱いでも良いが腰に巻いたり、肩からかけたりしない(ジャージ登校の際、自らの判断で上着を持って来なくてもよい)。

夏服時⇒体調不良など、寒さを感じる場合のみ、制服の上から、着用することができる。

冬服時⇒寒さに応じて、担当教師の許可なしで、制服の上から着用しても良い。女子冬服の上着を着ずに、ジャージを着ることは認めない。

※ 次の儀式・行事は制服を統一する。

4. 服装、身なりについて

(1) 身なりについて

- ① 指定の制服、ジャージ(1年:赤、2年:青、3:緑)を着用する。
- ② 肌着は着用する。
- ③ 冬季は防寒のためタイツの着用を認める(黒・紺系統)。
- ④ マニキュア・ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット等は禁止とする。
- ⑤ 整える程度の眉ぞりは可とする。(全剃り・縦剃りは禁止)

(2) 制服について

- ① 制服は正しく着こなすこと。
- ② パンツタイプ・スカートタイプどちらを着用しても良い。
- ③ 寒暖に応じて、制服(夏服・冬服)はどちらを着用してもよい。
- ④ 左胸にネームを入れる。ズボン、スカートにもネームを入れる。
- ⑤ 冬服の上着の脱着を認める。

【パンツタイプ】

- ① 冬服のボタン、裏ボタンは指定店で扱うボタンとする。
- ② ベルトの色は黒、紺、茶とする。

【スカートタイプ】

- ① ボタンを留める(冬服の第1ボタンは例外)。
- ② リボン・ネクタイを締め、長さを短くしない。
- ③ スカートの丈の長さは膝頭が見えない程度とする。
- ④ 暑くて袖ボタンを開ける場合は、袖を綺麗に曲げる。

(3) 頭髪について

- ① 自然で清潔感のある髪型とする。
- ② 前髪は目にかからない程度とする。
- ③ 無香料の整髪料の使用は可。
- ④ 縮毛矯正は可。
- ⑤ 染髪・脱色は禁止とする。
- ⑥ バレッタ、シュシュは禁止とする。
- ⑦ 授業に支障のある過度な装飾は禁止とする。

ジャージに関して

共通⇒原則として儀式・行事・集会の際はジャージの上着は脱ぐ。ジャージ登校の際は指定トレーニングウェアを着用する(ジャージの中からは指定の体育着を着用し、体育着はズボンの中に入れる)。また、暑ければ、登下校中ジャージの上着を脱いでも良いが腰に巻いたり、肩からかけたりしない(ジャージ登校の際、自らの判断で上着を持って来なくてもよい)。

夏服時⇒体調不良など、寒さを感じる場合のみ、制服の上から、着用することができる。

冬服時⇒寒さに応じて、制服の上から着用しても良い。スカートタイプは冬服の上着を着ずに、ジャージを着ることは認めない。

※ 次の儀式・行事は制服を統一する。